

運営指導について

1. 指導・監査とは

介護保険施設等は、サービス利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービス提供を行うことが求められています。

市は、介護保険施設等が適正なサービスを行うことができるよう支援し、「介護給付等対象サービスの取扱い」及び「介護報酬の請求」に関する「周知の徹底」を図り、「サービスの質の確保」や「保険給付の適正化」を図られるよう指導を行います。

指 導

○集団指導

対象：地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者(必須)
その他(参加自由)

頻度：年に1回

内容：本日の内容

方法：Web 又は市役所にて講義形式による

目的：情報の伝達・共有により、不正等の行為を未然防止する

○運営指導

対象：名張市が指定・許可権限を持つ事業所

頻度：原則、指定の有効期間内に1回以上(6年に1回)実施

内容：介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の
確認(自主点検シート等に基づく書類確認等)

方法：各事業所内での面談方式

目的：集団指導と同様に、情報の伝達・共有により、不正等の行為
を未然防止する

※ただし、運営指導では、不正等の疑いが発覚すれば監査へ移行

監 査

対象：行政処分に相当する
違反や不正請求等が疑
われる事業所が対象

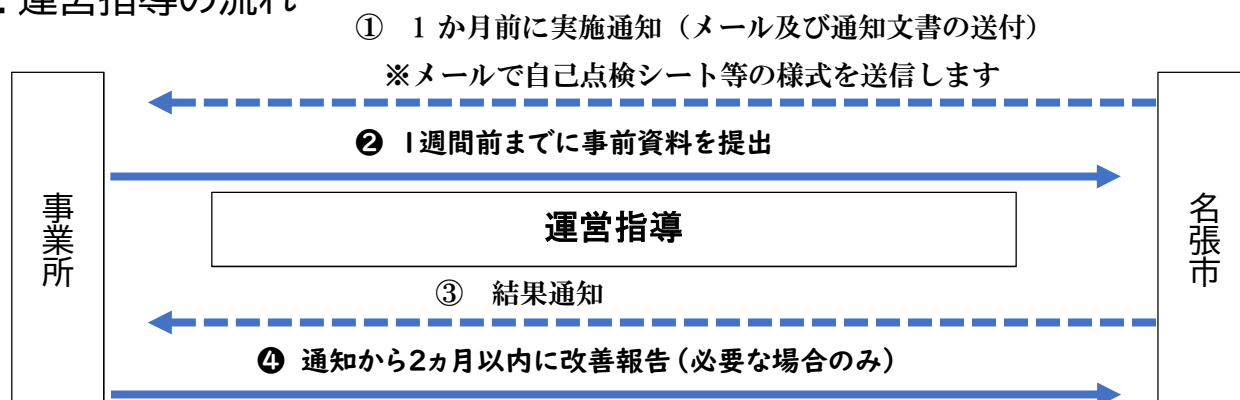
時期：定期的に行う指導と違
い、事案が発生した際
に随時実施

方法：事業所に立ち入り、帳
簿書類等の検査や関係
者への質問等を行う

○違反や不正請求があった
場合、勧告や取消等の行
政処分を行う



2. 運営指導の流れ



3. 運営指導の当日の流れ

時間	内容
10:00 (13:30)	開始 あいさつ 担当職員の紹介
10:10～11:10 (13:40～14:40)	事業所内の確認 管理者及び関係職員ヒアリング 書類検査
11:15 (14:45)	終了

4. 運営指導の結果通知について

指導方法	要件	改善報告
助言	法令、基準、通知、告示、条例、規程等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合	不要
口頭指導(指摘)	法令、基準、通知、告示、条例、規程等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合 又は その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合	不要
文書指導(指摘)	法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反している場合	期限を定めて改善報告を行う必要がある